

議会運営委員会

令和5年3月20日午後1時30分から第一会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎木澤 正男
大森恒太郎
奥村 容子
伴 議長

○溝部真紀子
嶋田 善行

齋藤 文夫
坂口 徹

2. 理事者出席者

総務部長 西巻 昭男

3. 会議の書記

議会事務局長 佐谷 容子 同 係 長 吉川 也子

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午後1時30分）

署名委員 奥村委員、溝部委員

委員長

こんにちは。全委員出席されておりますので、ただいまから、議会運営委員会を開会し、本日の会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名いたします。

会議録署名委員に、奥村委員、溝部委員のお二人を指名いたします。お二人には、よろしく願います。

本日の議事日程は、お手元に配布していますレジメのとおりでございますので、レジメに沿って進めてまいりたいと思います。

初めに、1. 協議事項、（1）令和5年第1回斑鳩町議会定例会についてを議題とします。①付議議案の取扱いにつきまして、お手元の委員会付託議案の審査結果をご覧ください。各常任委員会等に付託されました町長提案の16議案のうち、議案第1号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議案第9号 令和5年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について、議案第14号 奈良県広域水道企業団設立準備協議会の設置に関する協議については賛否の討論があり、賛成多数で可決すべきものと決しております。他の13議案は、いずれも満場一致で可決・認定すべきものとされております。いずれの議案につきましても、最終日の本会議で採決となりますが、ここで討論の有無について確認させていただきます。

ただいま申しあげました議案のうちで、委員会で討論となりました議案第1号、議案第9号、議案第14号については最終日の本会議で討論になると思いますが、この他の議案で、討論等を予定されている議案、あるいは討論の予定があるとお聞きになっている議案などがありましたら、議長次第にも関わってまいりますので、あらかじめお聞かせいただければと思います。

（ な し ）

委員長

現在のところ、議案第1号、議案第9号、議案第14号以外の討論の予定はないということで確認をしておきます。

なお、本会議における討論につきましては、これまでの例により、賛否の

討論者をそれぞれ1名ずつとすることで確認しておきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

賛否の討論は、各1名ずつということで確認をしておきます。

①付議議案の取扱いについては、以上で終わります。

次に、②追加日程についてを議題とします。お手元の追加日程表をご覧ください。はじめに、追加日程1. 発議第1号 斑鳩町議会の個人情報の保護に関する条例については、のちほど(4)①において、ご協議いただく予定です。次に、追加日程2. 発議第2号 斑鳩町政治倫理条例の一部を改正する条例についても、のちほど(3)において、ご協議いただく予定です。なお、発議第1号・発議第2号は、委員会発議または議員発議になるか、のちほどご協議いただきますが、いずれにしても最終日に即決することにご異議ございませんか

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、追加日程1. 発議第1号 斑鳩町議会の個人情報の保護に関する条例について、追加日程2. 発議第2号 斑鳩町政治倫理条例の一部を改正する条例についての議案の取扱いは、最終日に上程し、最終日に即決したいと思います。議長には、ただいま確認しましたとおり、付議議案の取扱いをしていただきますよう、お願いします。

現在までに追加提案を予定されているものはこの2件ですが、この他に提案等を予定されているもの、あるいは提案等の予定があるとお聞きになっているものはございますか。

(な し)

委員長

それでは、議員提案の予定は、現時点ではこの他にないものと確認しておきます。

それでは、最終日の議事運営については以上のように進めさせていただきますので、議長には進行方よろしく申し上げます。

(1) 令和5年第1回斑鳩町議会定例会については以上で終わります。

次に(2)次期臨時会等の日程(素案)についてを議題とします。

5月臨時会及び6月定例会等の日程の素案についてご協議いただきます。

まず、お手元に配布しています日程素案について、議会事務局から説明をお願いします。佐谷議会事務局長。

議会事務
局長

それでは、次期臨時会等の日程素案につきましてご説明させていただきます。本来、改選後の議員皆様でお考えいただくべきところではございますが、議会だよりや広報に日程を掲載しなければならないこと、また理事者のスケジュール確保があまりにも直前でしか行えないことから、あらかじめご予定いただくことができないかということで、たたき案としてお示しさせていただいております。ご了承いただけるようでありましたら、改選後にこれらの日程についてご協力を求めていきたいと考えております。

それでは、お手元の令和5年4月・5月第2回臨時議会等日程(素案)をご覧ください。まず、5月の臨時会ですが、今回4月29日をもって任期満了となりますので、初議会となります臨時会の日程を理事者とも打合せをしまして、5月9日の火曜日にさせていただければと考えております。

この臨時議会終了後に議会運営委員会を予定しております。

また、この臨時会の議事運営の打合せでございますが、4月23日が町議会議員選挙の投票日です。翌24日、午前10時から当選証書の授与がなされますので、その終了後に議員懇談会、初議会の議事運営打合せ会の開催を予定しております。

次に、6月定例会の日程素案でございます。裏面をご覧ください。令和5年第3回斑鳩町議会定例会日程表(素案)をご覧ください。6月1日(木)を初日とし、6月20日(火)を最終日とする、会期20日間の案をお示ししております。まず、6月1日(木)を初日とし、本会議終了後に広報発行常任委員会を開催、2日(金)から5日(月)は休会、6日(火)、7日(水)

を一般質問、8日(木)は建設水道常任委員会、9日(金)は厚生常任委員会、10日(土)から12日(月)は休会、13日(火)は総務常任委員会、14日(金)は休会、15日(木)は議会運営委員会、16日(金)から19日(月)は休会、20日(火)を最終日とする、会期20日間の案でございます。

また、この定例会に伴う議員懇談会を5月22日(月)、議会運営委員会を5月24日(水)に予定しております。

以上、たたき案ということで、よろしく申し上げます。

委員長 ただいま事務局から説明のありましたことについて、質疑、ご意見等があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長 それでは、5月臨時会の日程については、5月9日(火)を予定、また6月定例会の日程については、お手元の日程表素案のとおり予定しておくこと、また新しい議員さんにもこれらの日程について協力を求めていくということで確認しておきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。次期臨時会等の日程につきましては、ただいま申しあげましたとおり対応することで確認をしておきます。

総務部長から何か報告等はございますか。

(な し)

委員長 総務部長には他の公務もございいますので、ここで退席していただくこととします。どうもお疲れさまでした。

暫時休憩します。

(午後1時37分 休憩)

(午後1時38分 再開)

委員長

再開します。

次に、(3) 地方自治法の一部改正に伴う斑鳩町政治倫理条例の改正案についてを議題とします。

前回の委員会では、資料にもとづいて素案の確認をしていただきました。本日は、資料1で最終案をお示ししています。このことについて、事務局より説明をお願いします。 佐谷議会事務局長。

議会事務
局長

地方自治法の一部改正に伴う斑鳩町政治倫理条例の改正案についてです。

前回の委員会で素案をお示しし、素案の内容で改正することをご確認いただきました。そして、前回の委員会の後、3月1日に地方自治法施行令が公布・施行されましたので、条番号を「第121条の2」と入れ、資料1として、改正文、新旧対照表、改正の要旨の最終案としてお示しさせていただきます。本日は、この内容で本条例を一部改正してよいか、また発議方法について決めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

委員長

ただいま、議会事務局から説明がありましたことについて、委員皆さんのご意見をお聞きいたします。

まず案がこちらでいいかどうか。いかがでしょうか。 嶋田委員。

嶋田委員

これで結構かとは思いますが。発議については本来なら議運の委員会発議になると思うんですけど、この前、委員長がおっしゃったように、委員長自身が賛同しかねるということですので、本来は議運でやるのが筋ですけども、委員長がちょっと具合悪いということをおっしゃいましたんで、委員長を除く議運のメンバー、賛成するメンバーが発議者にすればどうかなどは思います。

委員長

ご配慮いただきましてありがとうございます。

今、嶋田委員から提案がありましたが、まず素案についてはこれでよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 それと発議の方法につきましては、議員発議で、さらに賛同する全員の議員の発議でどうかということでご提案がありました。そのような形でよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 暫時休憩いたします。

(午後1時41分 休憩)

(午後1時41分 再開)

委員長 再開します。

それでは、地方自治法の一部改正に伴う斑鳩町政治倫理条例の改正案については、最終案で一部改正することとし、最終日に議員発議するということによろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

次に(4)今年度の検討事項について、①改正個人情報保護法施行に伴う斑鳩町議会の個人情報保護の対応についてを議題とします。

前回の議会運営委員会で、事務局より条例(案)および規程(案)の修正点等の説明をうけ、各自ご確認いただき、気になる点等があれば本日お聞きすることになっておりました。

本日、資料2、3で最終案をお示ししています。これらについて、事務局から説明をお願いします。 佐谷議会事務局長。

議会事務局長 それでは、(4)今年度の検討事項について、①改正個人情報保護法施行に伴う斑鳩町議会の個人情報保護の対応についてでございます。

前回お示しした内容から条例・規程とも修正等の変更はございません。

前回の資料では、変更内容をわかりやすくするため、見え消し等にして修正内容を表記していました。本日は、資料2で議会上程予定の条例案、資料3で規程案の最終案をお示ししております。本日は、この内容で本条例および規程を制定してよいか、また、発議方法について決めていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 ただいま、議会事務局から説明がありましたことについて、委員皆さんのご意見をお聞きしたいと思います。

まずこの最終案でよろしいでしょうか。 嶋田委員。

嶋田委員 この前、資料を出していただいて、それを各自読み込んでということで、僕も読み込ませていただきましたけども、途中でもう頭むちゃくちゃになるような感じで、これで結構かとは思いますが。

委員長 ほかの委員さんはいかがでしょう。よろしいですか。

(異議なし)

委員長 それでは、条例と規程に分けて確認をさせていただきたいと思います。

まず、斑鳩町議会の個人情報の保護に関する条例については、この最終案で最終日に委員会発議するということがよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

次に、斑鳩町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程については、この最終案で3月24日に条例案が可決した後、議長決裁で4月1日より施行することとしたいと思いますが、このような取り扱いでよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

①改正個人情報保護法施行に伴う斑鳩町議会の個人情報保護の対応についてを終わります。

次に、②動議の取り扱いについてを議題とします。

この1年間、検討スケジュールにより進めてまいりました。本日は1年間のとりまとめをすることとなっております。

まず、事務局から説明をお願いします。

議会事務
局長

それでは、動議の取り扱いについてでございます。資料4をご覧ください。

動議について、8月にはテーマの進め方について確認、9月には動議の流れについて確認していただきました。また11月には修正動議についてを確認いただき、12月には委員会での修正動議の影響について確認していただき、2月には委員会で否決となった修正動議の対応について検討を行っていただきました。1年間で確認・検討いただいた内容について、資料4としてまとめておりますのでご確認いただきますようお願いいたします。

委員長

ただいま、事務局から説明がありましたが、資料で1年間の確認・検討内容をご覧いただき、委員みなさまの何かご意見がありましたら、お受けします。 嶋田委員。

嶋田委員

動議については、僕が最初にいろんな動議があってということでお話をさせてもらいましたけども、実際そのとおりいろんな動議があって、結論としてまとめるのはちょっとしんどいかなという感想を持っていました。

委員長

ほかの委員さんはいかがでしょう。 齋藤委員。

齋藤委員

よく勉強になりました。ありがとうございました。

委員長

今、嶋田委員のほうからも、まとめとするのは難しいかなということでご

意見いただきまして、この1年間私も勉強させていただいたなという感が強いということもありまして、最終的にこれ資料としてやってきたことを確認できるようにこのように整理をさせていただきましたが、まとめとしては1年間かけて勉強・検討したということで、まとめておきたいというふうに思いますが、そういう形でよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 それでは、②動議の取り扱いについては。 伴議長。

議長 これはのちのち、またこういうようなテーマが未来で起こったときには、今の審議したという、こういうことに対しては残していただけるんですか。こういうようなことを皆で勉強したという記録は残るんでしょうか。

委員長 当然、会議録で議論の様子についても残りますし、これは委員会の資料として提出させていただきますので、これはそのまま残ります。

議長 はい、わかりました。

委員長 また、今後の議論の参考していただければというふうに思っております。そうしましたら②の動議の取り扱いについては、1年間かけて勉強・検討したということで終わっておきます。

次に、③議案の事前審査についてを議題とします。

この検討事項についても、本日、確認・検討してきた内容について1年間のとりまとめをしたいと思えます。

事務局からまず説明をお願いします。

議会事務局 それでは、資料5をご覧ください。議案の事前審査について、議案審査の原則・事前審査を行わない議事運営について、確認が必要と思われる事項について、1年間かけて検討を行っていただきました。

その結果、2月の議会運営委員会で、次の本会議に提出を予定している案

件について、委員会、全員協議会等で報告される場合は質疑の時間は設けず、本会議で議案が上程された後に質疑を行う運用を試行的に継続するという
こと、また、2点目でございます、一番下段でございますが、一般質問しよ
うとする内容を、理事者が開会中の委員会に報告予定であり、一般質問の段
階では、理事者としては委員会を重視して回答を控えたいという答弁がある
場合もあるが、そういうケースもあることも考えて、各議員が判断をすること
とすることも確認していただいております。以上でございます。

委員長 ただいま、事務局から説明がありましたが、資料でこの1年間の確認・検
討内容をご覧いただき、委員みなさまの何かご意見がありましたら、お受け
したいと思います。 嶋田委員。

嶋田委員 これも1年間審議してきましたけれども、結局、各議会によっては事前審
査まがいのことをやってはるところもあるし、もう一切あかんところ
もあるし、ケースバイケースなんで、これはこの1年間勉強したということ
で、また前回のあれでもありましたように、次の1年様子見ていくという形
でいいのではないかなとは思っています。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 こちら資料で整理をさせていただいて、また今後の参考にしていただく
というふうに思いますが、試行的に閉会中の委員会の審査につきましては、
その場で質疑は行えないということで次年度試行的に実施をしていくとい
うことで、またその検証をした中で、次年度、必要があれば議会運営委員会
でまた確認等を行っていただければなというふうに思いますが、こちらのほ
うのまとめにつきましても、一応、形として残すことはできましたけども、
主には勉強したということで確認をして終わらせていただきたいなという
ふうに思いますが、そういう形よろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 それでは、③議案の事前審査についてもこの1年間をかけて勉強してきたということで確認をして終わっておきたいと思います。

1. 協議事項については、以上で終わります。

次に、2. その他について、各委員から質疑、ご意見等あれば、お受けいたします。

(な し)

委員長 議長から何かございませんか。

(な し)

委員長 事務局から何かございませんか。

(な し)

委員長 それでは、これをもって、その他については終わります。

以上をもちまして、本日予定しておりました案件は全て終了しました。

なお、本日の委員長報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

それでは、これをもって本日の議会運営委員会を閉会します。

どうもお疲れさまでした。

(午後1時52分 閉会)